

佐賀県告示第 18 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 7 年 1 月 25 日から施行する。

令和 7 年 1 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「DREAM CARE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY LUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASY VISION SUPER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY PRIDE lover 2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE!」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ボクのカレシ 魅惑の MOKKORY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「白液連射砲 ガトリング」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「雄墜!! 嵐 国土無双」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「MANMAN SPLASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「NO LIMIT IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「SLOW MOTION XXX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「GURIGURI GREEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Celestial CHARGE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「CORE Crystal」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE GAME 2024」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「N 5th Nude」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Psych King」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「SXX IMPACT」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため